

青森大学観光文化研究センター規程

(趣旨・設置)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）に地域の観光振興に資する人材育成のため、また地域の観光を専門的立場から支援するため青森大学観光文化研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは広く観光を捉え、観光を学び、観光という視点で様々な場面で役立つ人材を輩出し、観光産業に留まらず、観光を通じて社会に役立つ人材を育成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる人材を育成するプログラムを企画し、実施する。

- (1) グローバルな視野を持つ、国際競争、インバウンド等に対応できる人材
- (2) 観光の新たなコンテンツ開発ができる人材
- (3) 観光地マネジメントができる人材
- (4) 営業力・マネジメント力を身に付け、観光関連組織で役立つ人材
- (5) 観光地域づくりを持続的・戦略的に推進する組織（DMOなど）で活躍できる人材
- (6) 観光産業を支える人材
- (7) その他センターの目的に合致すると認められる観光関係の人材

2 センターは、前項の業務を的確に実施するために必要な研究を行う。

3 センターは、前2項の業務を実施するに当たって、本学の計画及び方針を踏まえ、本学教務委員会、附属総合研究所等と適切な連携を図るものとする。

(組織)

第4条 センターに、センター長、副センター長、センター員及び客員研究員を置く。

- (1) センター長（1名）
- (2) 副センター長（1名）
- (3) センター員（各学部教員2名以内。ただし、社会学部は4名以内。）
- (4) センター事務員
- (5) 客員研究員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長はセンターの活動に関する事項を統括する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(センター員)

第7条 センター員は、第3条第1項及び第2項に定める人材育成及び研究に関する業務に従事する。

- 2 前項に規定するセンター員のほか、各学部教員の中から、センターの研究プロジェクトを推進する教員を置くことができる。

(客員研究員)

第8条 センターは、実用に応じて外部の専門家、有識者を客員研究員とすることができる。

- 2 客員研究員は、センター長の指名に基づき、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の委嘱機関は1年とし、再任を妨げない。

(運営会議)

第9条 センターが行う業務を円滑に実施するため、観光文化研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次の各号について審議し決定する。

- (1) センターの事業計画に関する事項
 - (2) 観光産業を担う中核人材育成事業等の受託事業に関する申請業務及び運営
 - (3) その他センターの運営に関する重要事項
- 2 運営会議は、センター長が招集し、主宰する。
 - 3 運営会議の委員は、センター長、副センター長、センター員及び客員研究員とする。
 - 4 運営会議は、必要に応じ、委員以外の教職員、外部有識者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 センターの事務は、センター長、副センター長、センター事務員が行う。

- 2 センター事務員は、センターの庶務及び会計事務を担当する。

(その他)

第 1 1 条 この規程に定めるものの他、運営方法等必要なことは別に定める。

(改廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、大学運営会議が審議し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 31 年 4 月 1 日に改正する。